

障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限の移譲について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係法令の改正及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限については下記のとおり各市町村に移譲となります。

（なお、これまで大阪府が行った指定は、権限の移譲後も有効です。）

1 事務権限の移譲市町村及び移譲時期

- ・平成 23 年 10 月 1 日：池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・平成 24 年 1 月 1 日：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ・平成 24 年 4 月 1 日：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
- ・平成 24 年 7 月 1 日：吹田市
- ・平成 24 年 10 月 1 日：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ・平成 25 年 1 月 1 日：枚方市、八尾市、松原市、柏原市
- ・平成 25 年 4 月 1 日：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
- ・平成 28 年 4 月 1 日：寝屋川市

2 権限移譲する主な事務

障害者総合支援法に基づく、

- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指定業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指定業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）
- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指導、監査業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指導、監査業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

※事務移譲後も、大阪府は、市町村に技術的指導・助言を行うとともに、障がい者等の福祉のために必要があると認められるときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、報告や資料の提出等を求め、職員及び関係者に対する質問、立入検査などを行うことがあります。

（参考）

事務権限移譲の根拠

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）

権限移譲後における大阪府が行う報告の徴収等の根拠

障害者総合支援法第 81 条

（報告の徴収等）

第 81 条 都道府県知事は、障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成29年 4月30日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者4人に対し、平成26年1月から平成28年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・重度訪問介護事業と一体的に運営する居宅介護事業及び介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。</p>
平成29年 5月31日	吹田市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所及び指定同行援護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）は、常勤換算法で2.5以上の従業者を配置しなければならないが、平成27年7月1日から平成28年11月30日まで、当該人員基準に違反していた。 ・管理者及びサービス提供責任者については、指定居宅介護事業所等に常時勤務し、専らその業務に従事しなければならないが、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者については、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事していた。 指定居宅介護事業所等に常時勤務せず、専ら当該業務に従事していなかったため、人員基準に違反していた。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者は、当該指定居宅介護事業所等の従業者及び業務の管理を一元的に行っておらず、従業者に指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護に係る大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。また、従業者に対する技術的な指導等のサービスの内容の管理等を行っていなかった。</p> <p>虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・法第48条第1項に基づき実施した監査において、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が指定居宅介護事業所等に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載された給与台帳（給与支給・控除一覧表）を提示した。</p> <p>～前頁からの続き～</p> <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の指定申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定居宅介護事業所等に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。</p>
平成29年 8月31日	吹田市	就労継続支援 A型	<p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日までの期間において、以下のとおり人員配置基準について違反していた。 (1)常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。 (2)常勤の生活支援員又は職業指導員（以下「従業者」という。）を配置していなかった。 (3)常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていなかった。</p> <p>運営基準違反</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>(障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日までの期間において、以下のとおり適正な事業の運営に違反していた。 <ul style="list-style-type: none"> (1)指定就労継続支援A型を行った際は、当該指定就労継続支援A型を行った日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型を行った都度記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならないが、当該記録が著しく欠けていた。【大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）第185条において準用する第20条に違反】 (2)指定就労継続支援A型事業所の管理者は、従業者に大阪府条例で定める、指定就労継続支援A型に係る指定基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、当該管理者がこれを把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。【大阪府条例第185条において準用する第68条に違反】 <p>訓練等給付費の請求に関する不正</p> <p>(障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日までの期間において、以下のとおり訓練等給付費の請求に関し不正を行っていた。 <ul style="list-style-type: none"> (1)就労継続支援A型サービス費Ⅰを満たしていなかったにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。 (2)次に掲げる人員配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定を行わず不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。 <ul style="list-style-type: none"> ①常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。 ②常勤の従業者を配置していなかった。 ③常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていなかった。 (3)指定就労継続支援A型を提供した際の記録がないものや、指定就労継続支援A型事業所の利用者、他の利用者に係る指定就労継続支援A型を提供した際の記録をさせていたものについて、不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。 <p>虚偽の報告</p> <p>(障害者総合支援法第50条第1項第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日及び当該日以降の監査の実施期間中において、以下のとおり虚偽の報告を行った。 <ul style="list-style-type: none"> (1)サービス管理責任者の雇用契約書、出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、実態とは異なるものを本市に対して提出し、虚偽の報告を行った。 (2)実際には配置していない従業者の出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票を本市に対して提出し、虚偽の報告を行った。 (3)実態とは異なる虚偽の帳簿書類等について、本市に対して提出を行った。 (4)福祉・介護職員処遇改善加算について、実際には配置していなかった従業者に対して賃金改善を行ったとして、支給実態とは異なる当該加算の実績報告書の届出を行った。 <p>虚偽の答弁等</p> <p>(障害者総合支援法第50条第1項第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が法第48条の規定に基づき実施した監査において、代表者（指定就労継続支援A型の管理者、及び生活支援員を兼務）が、指定就労継続支援A型事業所の従業者であった者への質問について十分な協力をせず、また当該事業所の従業者であった者への質問を行うに際して、当該従業者であった者への対応について本市に対して虚偽の報告を行い、円滑な監査の妨げを行った。 <p>不正の手段による指定</p> <p>(障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定就労継続支援A型の指定申請に際し、以下のとおり不正の手段による指定を受けた。 <p>～前頁からの続き～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)常勤のサービス管理責任者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。 (2)常勤の従業者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。 (3)常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていないにもかかわらず、指定時から指定就労継続支援A型事業所に勤務する予定のない者を従業者と配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</p> <p>(障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日及び当該日以降の監査の実施期間中において、以下のとおり障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行った。 <ul style="list-style-type: none"> (1)常勤のサービス管理責任者を配置していなかったにもかかわらず、常勤の配置を行っているかのように、サービス管理責任者に係る雇用契約書、出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、虚偽の作成を行った。 (2)指定就労継続支援A型事業所の従業者の配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、当該従業者の配置基準を満たしているかのように、実際には配置していなかった従業者に係る出勤時間表、夕

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>イムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、虚偽の作成を行った。</p> <p>(3)一部利用者の個別支援計画について、指定就労継続支援A型事業所の従業者として配置していない者を当該利用者に対する支援担当者として個別支援計画に記載し、実態に即した個別支援計画の作成を行っていなかった。</p>
平成29年 8月31日	大阪市	生活介護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護事業と一体的に運営する放課後等デイサービス事業において、障がい児通所給付費の請求に関する不正が行われた。
平成29年 10月31日	岸和田市	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者1名に対し、平成28年11月から平成29年6月までの期間において、延べ159回、サービス提供時間を水増ししたサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。 <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員基準上必要な常勤換算方法2、5人以上の配置要件を満たすため、勤務する意思のない未雇用の者の名義を使用し、虚偽の申請書類を提出し指定を受けた。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月31日から同年11月15日までの休止期間を挟み、同月16日付けの再開時において、勤務する意思のない未雇用の従業者1名の名義を使用し、虚偽の再開届出書を提出した。 <p>【重度訪問介護】 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員基準上必要な常勤換算方法2、5人以上の配置要件を満たすため、勤務する意思のない未雇用の者の名義を使用し、虚偽の申請書類を提出し指定を受けた。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年5月31日から同年11月15日までの休止期間を挟み、同月16日付けの再開時において、勤務する意思のない未雇用の従業者1名の名義を使用し、虚偽の再開届出書を提出した。
平成29年 11月17日	大東市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人の代表者は、大阪府への指定申請から事業開始までの間に、サービス提供責任者が常勤専従できなくなったことを知ったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態で事業を開始した。
平成29年 11月24日	泉佐野市	居宅介護 重度訪問介護	<p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月から8月までの期間における利用者6名に対する延べ266回のサービス提供記録が、虚偽または架空のものであった。 <p>介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月から8月までの期間における利用者6名に対する延べ266回のサービス提供に対する延べ28回の介護給付費の請求に関して、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとする架空請求や、サービス提供時間の水増し請求を行った。
平成29年 12月31日	吹田市	就労移行支援	<p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年12月4日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年3月23日までの期間において、以下のとおり適正な事業の運営に違反していた。 <p>(1)指定就労移行支援を行った際は、当該指定就労移行支援を行った日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援を行った都度記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならないが、当該記録が著しく欠けていた。【大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）第172条において準用する第20条に違反】</p> <p>(2)指定就労移行支援事業所の管理者は、従業者に大阪府条例で定める、指定就労移行支援に係る指定基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、当該管理者がこれを把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。【大阪府条例第172条において準用する第68条に違反】</p> <p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年12月4日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年3月23日までの期間において、以下のとおり訓練等給付費の請求に関し不正を行った。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>(1)利用者が通所していない日について、出勤簿に虚偽の捺印をし、サービスを提供したものと不正に訓練等給付費を請求し、受領した。</p> <p>(2)在宅支援の要件を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の出勤簿、サービス提供記録を作成し、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。</p> <p>(3)施設外支援の請求に必要な記録がないにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年12月4日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年3月23日までの期間において、以下のとおり障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行った。 (1)利用者の出勤簿について、まとめて押印し後日修正することが多々あり、適切な管理が行われていなかった。 (2)出勤簿、サービス提供記録、サービス提供実績記録票が一部整備されておらず、サービス提供実態と報酬請求内容の照合が不可能な状態となっていた。 (3)平成26年12月4日に実施した実地指導の改善報告書により提出された訓練等給付費の返済計画について、一部返済が行われていなかった。
平成30年 2月16日	吹田市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	<p>障害福祉サービス事業者の設置者の責務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定障害福祉サービス事業者は、障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないが、以下について違反した。 (1)法第46条第2項に違反 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を届け出なければならないが、本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、当該届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とした。 <p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）に基づく人員に関する基準を満たしていなかった。【平成24年11月1日大阪府条例第107号に違反】 <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、大阪府条例に基づく設備に関する基準及び運営に関する基準を満たしていなかった。【平成24年11月1日大阪府条例第107号に違反】 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が現地確認を実施した平成29年9月4日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなかった。
平成30年 3月31日	東大阪市	就労継続支援 B型	<p>障害福祉サービス事業者の設置者の責務違反 (障害者総合支援法第50条第1項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも5名の利用者に対し、平成30年1月25日に支払うべき工賃の一部又は全額が支払われていない。また、退所した利用者1名に対し、退所月の工賃の全額及び工賃から天引きされていた積立金の清算・返金が行われていない。 <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者兼サービス管理責任者が従業者及び業務の一元的管理を行わず、その責務を怠った。 管理者兼サービス管理責任者は、平成29年2月の新規指定時から監査開始時（平成29年12月）までの間、全ての利用者に対し就労継続支援B型計画の作成に係る一連の業務を怠り、当該計画を作成していなかった。 <p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月の新規指定時から同年12月までの間、全ての利用者に対し就労継続支援B型計画の作成に係る一連の業務を怠り、当該計画の作成を行っていないにもかかわらず、所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し、受領した。 利用者の欠席時に利用者又はその家族等に行った相談援助等の内容について記録を行わず、欠席時対応加算の算定要件を満たさないにもかかわらず、当該加算を不正に請求し、受領した。 <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<ul style="list-style-type: none"> 当該法人は事業所建物について、所有者との間で賃貸借契約を締結していないにもかかわらず、架空の賃貸借契約書を本市に提出し、事業者の指定を受けた。また、契約上の賃借人が建物の明渡しに同意するなど、今後のサービス提供に支障をきたしている。 勤務予定のない者を無断で勤務体制及び勤務形態一覧表に職業指導員として記載し、本市に提出し、事業者の指定を受けた。
平成30年 3月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成30年 4月25日	泉南市	居宅介護 重度訪問介護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成30年 4月30日	東大阪市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	<p>【就労継続支援A型】 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月から平成28年3月まで及び平成28年5月から平成29年7月までの期間について常勤の職業指導員又は生活支援員を配置していないことに加え、平成28年12月から平成29年4月までの間について常勤のサービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し、受領した。 平成28年10月10日(月・祝)について、開所日でないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽の従業員の勤務時間計算表及び給与支払明細書を作成し、少なくとも利用者5名分の訓練等給付費を不正に請求し受領した。 <p>虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者は、職業指導員1名の虚偽の勤務時間計算表及び給料支払明細書(平成29年1月分)を監査時に本市に提出した。 法人代表者は、従業員4名について秘密保持に関する誓約書を取り交わしていないにもかかわらず、本人が署名したように装った虚偽の誓約書を監査時に本市に提出した。 <p>虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者はサービス管理責任者1名について常勤でないにもかかわらず、常勤のサービス管理責任者であるとする虚偽の答弁を監査時に本市に対し行った。 <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者は、常勤として届出のある職業指導員1名について当該事業所のサービス提供時間中に法人代表者が関係する別法人が経営する弁当店の配達業務を継続的に行わせていた。 平成28年5月1日から平成29年8月1日までの間に提出された変更届(計5回)において、非常勤又は既に退職している従業員を勤務体制及び勤務形態一覧表に常勤のサービス管理責任者、生活支援員又は職業指導員として記載し、本市に提出した。 <p>【就労継続支援B型】 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年8月1日付けの新規指定に係る指定申請において、既に退職し勤務予定のない者を勤務体制及び勤務形態一覧表に常勤の職業指導員として記載し、本市に提出し、事業者の指定を受けた。 <p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一事業所にて一体的に運営されている指定就労継続支援A型事業所において不正請求等違反が行われた。
平成30年 5月18日	松原市	就労継続支援 B型	<p>人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定当初から、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上配置されていなかった。 <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者による従業員の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業員への運営基準遵守のための指揮命令も行われていなかった。 <p>不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<ul style="list-style-type: none"> 指定当初から、配置すべき従業者の基準を満たしていなかったにも関わらず、人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定を行わず不正に訓練等給付費を請求し受領した。 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) <ul style="list-style-type: none"> 指定申請から事業開始までの間に、職業指導員が常勤で勤務できなくなったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態での事業を開始した。 不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) <ul style="list-style-type: none"> 勤務していない従業者について勤務しているように記録を作成し、報告した。
平成30年 6月30日	茨木市	居宅介護 重度訪問介護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成30年 7月6日	高槻市	就労継続支援 A型	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) <ul style="list-style-type: none"> 平成29年11月及び12月において、施設外就労を実施していないにもかかわらず、これを実施したとして、施設外就労加算を算定し、不正に訓練等給付費を請求した。 平成29年11月において、事業所の職員に訪問支援を実施させていないにもかかわらず、11月7日に利用者の居宅を訪問したとして、訪問支援特別加算を算定し、不正に訓練等給付費を請求した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) <ul style="list-style-type: none"> 監査において、施設外就労加算についての訓練等給付費の明細書等の提出を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。 虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) <ul style="list-style-type: none"> 監査において、施設外就労等の質問に対し、事実と異なる虚偽の答弁をした。
平成30年 8月21日	高槻市	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	【就労継続支援A型】 不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) <ul style="list-style-type: none"> 利用者延べ69人について、通所していない日にサービスを提供したのとして、延べ287日分の訓練等給付費を請求し、不正に受領した。 利用者延べ119人について、施設外就労を実施していないにもかかわらず、これを実施したとして、延べ2,333日分の施設外就労加算を請求し、不正に訓練等給付費を受領した。 利用者延べ115人について、食事提供を実施していないにもかかわらず、これを実施したのとして、延べ1,787日分の食事提供体制加算を請求し、不正に訓練等給付費を受領した。 虚偽の報告 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) <ul style="list-style-type: none"> 監査において、食事提供についての資料の提出を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。 虚偽の答弁 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) <ul style="list-style-type: none"> 監査において、施設外就労の質問に対し、事実と異なる虚偽の答弁をした。 【就労継続支援B型】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) <ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援B型と一体的に運営する就労継続支援A型事業において、法第50条第1項第5号、第6号及び第7号に該当する違反行為が行われた。
平成30年 11月30日	東大阪市	就労継続支援 A型 就労移行支援	法第36条第4項に該当 (障害者総合支援法第50条第1項第1号) <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者が指定の欠格事由である「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当した。
平成30年 12月28日	守口市	就労移行支援	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) <ul style="list-style-type: none"> 通所していない利用者について、通所しているかのように「サービス提供実績記録票」を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
平成31年 1月11日	守口市	就労継続支援 B型	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) <ul style="list-style-type: none"> 通所していない利用者について、通所しているかのように「サービス提供実績記録票」を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
平成31年 1月31日	大阪市	就労移行支援 就労継続支援 B型	不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、他の勤務があり当該事業所において、常勤の従業者として勤務できない者を、常勤の職業指導員として申請し、不正の手段により指定を受けた。
平成31年 3月31日	大阪市	就労継続支援 B型	不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、虚偽の管理者兼サービス管理責任者の「実務経歴証明書」を使用し、不正の手段により指定を受けた。
平成31年 3月31日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
平成31年 3月31日	泉南市	居宅介護 重度訪問介護	その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和元年 9月24日	堺市	居宅介護 重度訪問介護	【居宅介護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・平成30年8月以降、事業者は事業所に管理者及びサービス提供責任者を配置しなかった。 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・指定居宅介護と一体的に運営する指定重度訪問介護において、下記の運営基準違反、不正請求、障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が認められた。 【重度訪問介護】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・平成30年8月以降、事業者は事業所に管理者及びサービス提供責任者を配置しなかった。 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) (1)平成27年12月から平成30年9月までの期間において、事業者は複数名の利用者に対し、のべ20回にわたり、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める資格を有さない従業者を指定重度訪問介護サービスに従事させ、無効なサービスを提供した。 (2)管理者が事業所の従業者及び業務を一元的に管理しておらず、また従業者に必要な指揮命令を行っていなかった。 (3)本市の実施する実地指導に際し、事業所は重度訪問介護のサービス提供実績記録票を事業所において後から作成した上、利用者の確認欄に、事業所で予め保管していた利用者印を用い、利用者本人の了解を得ずに押印した。 不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・事業者は運営基準違反(1)の無効なサービスについて不正に請求を行い、本来受領し得ない介護給付費を受領した。 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・運営基準違反(3)に同じ
令和元年 9月30日	東大阪市	共同生活援助	運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・世話人については当該事業所の従業者により人員配置を行う必要があるが、平成30年3月の新規指定時より平成30年12月の監査実施時まで世話人1名について個人と委託契約を締結し、従業者による人員配置を行っていなかった。 ・生活支援員1名について個人と委託契約を締結し、外部委託を行っているが、当該委託契約の締結に当り、必要な事項(受託者が実施した委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在等)について文書により取り決めを行っていない等、外部委託を行うに当たりの必要な要件を満たしていなかった。 ・管理者兼サービス管理責任者は、従業者及び業務の一元的な管理を行わず、管理者としての責務を果たしていなかった。 訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成30年3月から平成30年8月までの間について、世話人の配置が人員配置基準を満たしておらず、人員欠如に該当した月の翌月(平成30年4月)から人員欠如が解消されるに至った月(平成30

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>年9月)までの間について、人員欠如減算の対象であったにもかかわらず、人員欠如減算による訓練等給付費の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算Ⅰ及びⅡの算定において、当該加算を算定する利用者の個別支援計画に看護行為についての位置づけがなく、従業者でない看護師が委託契約に基づかず当該事業所を訪問し、医師の指示を受けずに利用者に対する日常的な健康管理を行っており、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、平成30年7月及び8月については医療連携加算Ⅰを、平成30年9月から平成30年11月までの間については医療連携加算Ⅱを不正に請求し受領した。 <p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年2月5日付けの新規指定申請において、勤務予定のない者の氏名を世話人、生活支援員、夜間支援従業者として記載した従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を人員基準を満たすものとして本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。 <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月下旬から少なくとも平成30年12月頃までの間について、生活支援員等の業務を委託している個人に対し、その家族(1名)が当該事業所の空き居室に夜間、宿泊することを承諾し、継続的に使用させていた。
令和元年 10月31日	四條畷市	就労移行支援	<p>訓練等給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元法人代表は、特定の利用者について、通所実績のない期間についても、故意に訓練等給付費を請求し、不正に受領した。(訓練等給付費の不正請求)
令和2年 1月10日	泉南市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスにおいて、新規指定申請時に事業所の従業者として勤務する見込みのないものを、常勤の従業者として申請書類に記載し、実際には指定基準の要件である常勤換算方法で、2.5人以上の員数を満たす見込みがないのに、これがあるかのように装い、もって、不正の手段により指定を受けた。 <p>他法令違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の障害福祉サービスと一体的にサービス提供を行うことができる介護保険サービスの訪問介護において、介護保険法に違反した。
令和2年 1月31日	四條畷市	就労移行支援	<p>介護給付費の不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人代表は、居宅介護の介護報酬について、提供していない時間について、サービス提供の実態を確認することなく請求し、受領した。 ・当該事業所は平成26年に大阪府から運営基準違反及び不正請求により行政処分を受けており、その際の監査事項改善報告書に「サービス提供記録はサービスの都度記入し、利用者より押印を得る」と、府に報告していたが、それを実施しておらず、再び不正請求を行った。
令和2年 5月31日	東大阪市	短期入所	<p>運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定短期入所事業者は、単独型事業所にあっては利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならないが、利用定員を超えて短期入所を提供していた。 ・管理者は従業者及び業務の一元的な管理を行わず、管理者の責務を果たしていなかった。 <p>介護給付費の不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月9日から令和元年6月30日までの間、短期入所を提供していない日があるにもかかわらず、サービスを行ったとして1人分の介護給付費を不正に請求し受領した。 ・平成30年4月から6月において、送迎を行っていないにも関わらず、事業所から自宅まで送迎を行ったとして、1人分の送迎加算を不正に請求し受領した。 ・平成31年4月17日から令和元年5月31日までの間、短期入所を提供していない日があるにもかかわらず、サービスを行ったとして1人分の介護給付費を不正に請求し受領した。 <p>虚偽の報告</p> <p>監査において、送迎記録を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月から9月、11月、12月初旬、令和元年9月中旬から10月初旬において、共同生活援助で支給決定を受けているグループホームの利用者延べ5人に短期入所の居室を利用させていた。
令和2年 8月31日	柏原市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>報告・書類の提出拒否</p> <p>令和元年11月8日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。</p> <p>監査の妨害・忌避</p> <p>監査において、市からの事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和2年 9月30日	大阪市	就労継続支援 B型 就労移行支援	虚偽の報告等 ・監査において出勤簿等の勤務実績関係書類を虚偽に作成し、提出した。また、従業者の勤務実態に証する書類について、再三の催促にもかかわらず、提出を行わなかった。 出頭の拒否 2度にわたり出頭命令を行ったにもかかわらず出頭しなかった。
令和2年 11月30日	大阪市	就労継続支援 B型	人員基準違反 ・平成30年12月から令和元年8月まで、サービス管理責任者が配置されていなかった。 ・職業指導員及び生活支援員について、事業開始時から平成30年10月まで、令和2年9月から現在まで、基準を満たす人員が配置されておらず、またどちらかを常勤で配置する必要があるにもかかわらず、常勤配置されていなかった。 運営基準違反 ・事業開始時から個別支援計画が作成されておらず、改善指導を受けたのち、令和元年10月から作成された計画も適切に作成されていなかった。 訓練等給付費に関する不正 ・サービス管理責任者欠如減算を行わなかった。 ・サービス提供職員欠如減算を行わなかった。 ・個別支援計画未作成減算を行わなかった。 法令違反 サービス管理責任者の変更等について、法第46条に基づく届け出をせず、監査中に指摘を受けたにもかかわらず、以降も届出をしなかった。
令和2年 12月31日	大阪市	共同生活援助	人員基準違反 ・平成29年7月から平成30年6月まで、及び平成30年10月から令和元年9月までの間、サービス管理責任者が配置されていなかった。 ・管理者について、常勤で配置する必要があるにもかかわらず、平成29年7月から平成30年4月まで常勤配置されていなかった。 運営基準違反 ・個別支援計画が作成されておらず、改善指摘を受けたにも関わらず、以降も作成されていなかった。 ・サービス提供実績記録票が適切に作成されていなかった。 訓練等給付費に関する不正 ・サービス管理責任者欠如減算を行わなかった。 ・個別支援計画未作成減算を行わなかった。 法令違反 管理者、サービス管理責任者の変更等について、法第46条に基づく届出をせず、監査中に指摘を受けたにもかかわらず、以降も届出をしなかった。
令和3年 1月31日	豊中市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	【居宅介護】 介護給付費の不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・ある利用者の平成31年4月から令和元年12月までの介護給付費の請求について、実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・ある利用者の平成31年4月から令和元年12月までの介護給付費の請求について、実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、報酬請求の根拠とした。 ・上記のサービスの提供の記録では報酬請求の根拠とならないと判断し、不正を隠蔽するために、一部の期間についてサービスの提供の記録を後から作成した。 【重度訪問介護】 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・本事業所が居宅介護及び重度訪問介護を一体的に運営していたところ、居宅介護において、障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号に該当する違反行為を行った。 【同行援護】 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・本事業所が居宅介護及び同行援護を一体的に運営していたところ、居宅介護において、障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号に該当する違反行為を行った。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和3年 2月12日	堺市	生活介護 共同生活援助	<p>【生活介護】 運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) 管理者が事業所の従業者及び業務を一元的に管理しておらず、また、事業の運営において、従業者に必要な指揮命令を行っていなかった。</p> <p>不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成30年4月1日から同年9月24日までの間、必要書類が未作成であるにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、本来受領し得ない介護給付費を受領した。 ・平成30年9月28日から同年11月7日までの間、必要な職員が出勤していないにもかかわらず、延べ16件不正に介護給付費を請求し、本来受領し得ない介護給付費を受領した。</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) 実地指導において、利用者5名分の支援計画シートの作成時期に係る虚偽の答弁を行った。また、利用者への支援を行っていないにもかかわらず支援を行った旨の虚偽の記録を延べ27件分作成し、提出した。</p> <p>【共同生活援助】 人員基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) 平成30年3月、5月及び11月において、必要な数の世話人を配置していなかった。</p> <p>運営基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第4号) ・管理者が事業所の従業者及び業務を一元的に管理しておらず、また、事業の運営において、従業者に必要な指揮命令を行っていなかった。 ・人員配置基準等に関し必要な員数を満たすよう従業者の勤務体制を定めることが必要であるにもかかわらず、万指滴にこれをしていなかった。</p> <p>不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・平成30年4月に人員欠如減算を適用しなければならないところ、当該減算を行わず不正に訓練等給付費を請求し、本来受領し得ない訓練等給付費を受領した。 ・平成27年10月及び12月、平成29年6月及び8月並びに同年11月から平成30年11月までの期間において、世話人の配置について虚偽の届出をした上で不正に訓練等給付費を請求し、本来受領し得ない訓練等給付費を受領した。</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) 平成29年5月、夜間支援等体制加算に係る変更について、虚偽の届出を行った。</p>
令和3年 3月26日	八尾市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護、重度訪問介護】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護及び重度訪問介護と一体的に運営する同行援護において、下記の不正請求、障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為、監査の忌避が認められた。</p> <p>【同行援護】 介護給付費の請求に関する不正、障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第5号)(障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、不正に介護給付費の請求を行い、受領した。</p> <p>監査の忌避 (障害者総合支援法第50条第1項第7号) ・当該法人役員に対して監査を行うため再三に渡り出頭を命じたが、これに応じず監査の進行を妨げた。</p>
令和3年 3月31日	東大阪市	共同生活援助	<p>訓練等給付費に関する不正 ・新規指定時から令和2年10月31日までの間、サービス管理責任者を配置していなかったにも関わらず、代表者委員兼管理者がサービス管理責任者が作成したように装った個別支援計画を作成し、令和2年9月及び10月のサービス提供分の報酬請求において個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に受領した。 ・令和2年11月のサービス提供分の報酬請求において、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>不正の手段による指定 代表社員兼管理者は、人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に勤務予定のない者の名義を使用し、指定を受けた。また、事業開始後も当該人員基準違反の状態が令和2年10月31日まで継続していた。</p>